

リスクアセスメントの普及促進について

関労働基準監督署管内における平成22年の労働災害の発生状況は、死傷者数が292人と前年に比べ2割の増加となりました。

労働災害の発生を業種別にみると、製造業は145人（前年比39%増）、陸上貨物運送業は22人（同5%増）、商業等サービス業は72人（同41%増）と大幅に増加しており、とりわけ食料品製造業、金属製品製造業等、卸小売業及びゴルフ場について増加が顕著になっています。

平成18年4月1日に労働安全衛生法の改正により、製造業を含む一定の業種につきまして、作業に伴う危険性又は有害性等の調査等に関する指針に基づくリスクアセスメントの導入が義務づけられました。

生産工程の多様化・複雑化が進展するとともに、新たな機械設備・化学物質が導入されるなど、労働災害の原因が多様化し、その把握が困難となっている昨今、法令に規定される最低基準としての労働災害防止対策を遵守するだけでなく、自主的に個々の事業場の危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づいて適切な労働災害防止を講じることが求められています。

このため平成23年度は、リスクアセスメントの普及促進を当署の安全衛生業務の最重点課題と位置づけ、下記1の業種についてリスクアセスメントの導入達成率を目標値として掲げ、下記2を重点事項とし推進していくこととします。

記

1. 業種別の規模及び導入達成率目標値

労働者数50人以上の製造業で70%

労働者数30人以上の建設業で70%

労働者数50人以上の道路貨物運送業で70%

労働者数30人以上の林業で100%

労働者数100人以上の商業等で70%

2. 重点事項

リスクアセスメントの計画的な導入

経営トップへの要請等

リスクアセスメント実施体制の確立

安全衛生委員会での調査審議

リスクアセスメント実施記録の作成

リスクアセスメント実施結果に基づく措置の実施